

徳島県規則第四十二号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表県土整備部の項を削り、同条第二項の表危機管理部の県民くらし安全局の項中「安全衛生課 生活安全課」を「生活安全課 消費者行政推進課 安全衛生課」に改め、同表経営戦略部の項中「情報システム課」を「情報戦略課」に改め、同表保健福祉部の項中「医療政策課」を「医療政策課 広域医療課」に改め、同表商工労働観光部の項中「労働雇用課」を「労働雇用戦略課」に、「国際戦略課」を「国際企画課」に改め、同表県土整備部の項を次のように改める。

県土整備部	県土整備政策課 建設管理課 用地対策課 道路整備課 都市計画課 住宅課 営繕課 河川整備課 砂防防災課 水・環境課 運輸政策課 次世代交通課 高規格道路課
-------	---

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 生活安全課に、徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）第四十二条に規定する徳島県消費者情報センターを併置し、その位置は、徳島市徳島町とする。

第六条第二項第二号中「工事検査課」を「検査企画課」に改める。

第七条の表総務課の項の前に次のように加える。

総合政策課	広域連携室
-------	-------

第七条の表医療政策課の項及び国際戦略課の項を削り、同表もつかるブランド推進課の項中「六次化・輸出戦略室」を「輸出・六次化推進室」に改め、同表林業戦略課の項中「次世代プロジェクト推進室」を「新次元プロジェクト推進室」に改め、同表運輸政策課の項の次に次のように加える。

監察課	県民ふれあい室
-----	---------

第九条第一項を次のように改める。

第五条に規定するもののほか、政策創造部に、県民の学習の拠点として県立総合大学校本部を置き、その位置は、徳島市南庄町五丁目とする。

第九条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十七条第一項の表工事検査幹の項、副工事検査幹の項及び工事検査員の項中「工事検査

査課」を「検査企画課」に改める。

第十八条第一項の表広域行政担当室長の項を次のように改める。

新未来創造担当室長	地方創生推進課	上司の命を受け、地方創生に係る情報発信、人材育成の促進その他の先進的な施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
-----------	---------	--

第十八条第一項の表公共施設最適化担当室長の項の次に次のように加える。

情報セキュリティ担当室長	情報戦略課	上司の命を受け、情報セキュリティ対策及び業務改革に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
国際スポーツ担当室長	県民スポーツ課	上司の命を受け、国際スポーツ大会に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
いきがい・とくしま回帰担当室長	長寿いきがい課	上司の命を受け、高齢者の移住促進に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。

第十八条第一項の表新産業技術戦略担当室長の項の次に次のように加える。

グローバル化担当室長	国際企画課	上司の命を受け、産業の国際化に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
------------	-------	--

第十八条第一項の表県民広聴担当室長の項を削り、同表海外戦略調整幹の項中「国際戦略課グローバル戦略室」を「国際企画課」に改め、同条第四項の表を次のように改める。

職	職務
消費者庁移転推進統括本部長	上司の命を受け、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターの県内への移転の推進に関する事務を総括整理する。
「V.S.東京」とくしま回帰統括本部長	上司の命を受け、国内外への本県の魅力発信及び大都市圏から本県への移住者等の定着の促進に関する事務を総括整理する。
女性活躍推進統括本部長	上司の命を受け、女性が一層活躍するための社会環境の整備その他の支援に関する事務を総括整理する。

<p>国際スポーツ・文化推進統括本部長</p>	<p>。 上司の命を受け、国際スポーツ大会等の誘致の実現に向けた取組並びにスポーツ及び文化に関するイベントの一体的な推進に関する事務を総括整理する。</p>
<p>新未来産業グローバル戦略統括本部長</p>	<p>上司の命を受け、本県の強みを活用した新産業の創造及び雇用の創出並びに海外販路の開拓その他の海外展開施策の推進に関する事務を総括整理する。</p>

第二十四条第一項の表商工労働観光部の項の次に次のように加える。

<p>農林水産部</p>	<p>徳島県立農林水産総合技術支援センター</p>	<p>名西郡石井町</p>	
--------------	---------------------------	---------------	--

第二十四条第一項の表農林水産部農林水産技術支援本部の項を削る。

第二十五条第一項の表県土整備部運輸戦略局の項の項名を「県土整備部」に改める。

第三十条第一項の表副所長の項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 徳島県防災人材育成センター

第三十条第一項の表次長の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表副校長の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三十一条の表農業大学校長の項の次に次のように加える。

<p>副校長</p>	<p>農業大学校</p>	<p>上司の命を受け、農業大学校長を補佐する。</p>
------------	--------------	-----------------------------

第三十四条の表教頭の項を次のように改める。

<p>教頭</p>	<p>徳島県消防学校 徳島県立総合看護学校 徳島県職業能力開発校 徳島県立農林水産総合技術支援センター</p>	<p>上司の命を受け、学校（徳島県立農林水産総合技術支援センターにあつては、徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校）の教務を整理し、処理する。</p>
-----------	---	---

第三十四条の表農業人材育成担当室長の項の次に次のように加える。

<p>マリンサイ エンスゾー ン担当室長</p>	<p>徳島県立農林水産総合技術支援センター</p>	<p>上司の命を受け、漁業分野における人材育成及び研究開発のための高等教育機関との連携に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。</p>
----------------------------------	---------------------------	---

第四十条第一項の表徳島県東部県土整備局の項を次のように改める。

<p>徳島県東部県土整備局</p>	<p>吉野川庁舎</p>	<p>吉野川市川島町</p>
-------------------	--------------	----------------

別表第一運輸戦略局の項を削る。

別表第二消防保安課の項の次に次のように加える。

<p>生活安全課</p>	<p>一 消費者施策の企画及び調整に関すること（消費者行政推進課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の施行に関すること。</p> <p>三 生活関連商品の価格動向の調査等に関すること。</p> <p>四 不当品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の施行に関すること（安全衛生課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>五 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の施行に関すること。</p> <p>六 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）の施行に関すること。</p> <p>七 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。</p> <p>八 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の施行に関すること。</p> <p>九 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>十 徳島県安全で安心なまちづくり条例（平成十八年徳島県条例第七十八号）の施行に関すること。</p> <p>十一 交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>十二 交通事故被害者に対する相談及び指導その他交通事故被害者の救済対策に関すること。</p> <p>十三 徳島県自転車等の安全で適正な利用に関する条例（平成二十八年徳島県条例第三号）の施行に関すること。</p> <p>十四 鳥獣の管理及び狩猟に関すること。</p> <p>十五 徳島県消費生活審議会及び徳島県交通安全対策会議に関するこ</p>
--------------	---

	<p>十六 徳島県消費者情報センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。</p>
<p>消費者行政推進課</p>	<p>一 先進的な消費者施策の企画及び立案に関すること。  二 消費者施策に係る国及び関係団体との連絡調整に関すること。  三 消費者施策に係る国との連携の推進に関すること。</p>

別表第二安全衛生課の項第七号中「（昭和二十七年法律第百二十四号）」を削り、同表生活安全課の項を削り、同表総合政策課の項を次のように改める。

<p>総合政策課</p>	<p>一 県の行政の創造的な政策に関すること。  二 政策提言に関すること。  三 新行動計画の策定及び推進に関すること。  四 庁議、政策企画会議及び主管課長会議に関すること。  五 徳島県総合教育会議に関すること。  六 政策創造部（地方創生局を除く。）の庶務事務の処理に関すること。  七 徳島県総合計画審議会に関すること。  八 徳島県東京本部及び徳島県大阪本部の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p>
<p>広域連携 携室</p>	<p>九 地方分権の推進に関すること。  十 知事会議に関すること。  十一 広域連合に係る総合的な連絡調整に関すること。  十二 国土形成計画及び連携施策に関すること。</p>

別表第二市町村課の項第一号中「次項」を「地域振興課の項」に改め、同表情報システム課の項の項名を「情報戦略課」に改め、同表環境首都課の自然エネルギー推進室の項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同表環境首都課の項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 鳥獣の保護に関すること。  
別表第二保健福祉政策課の国保制度改革対策室の項第十一号中「及び」を「、徳島県国民健康保険財政安定化基金及び」に改め、同表医療政策課の項を次のように改める。

<p>医療政策課</p>	<p>一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。  二 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の施行に関すること。  三 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の施行に関すること</p>
--------------	---

- 四 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の施行に関すること。
- 五 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）の施行に関すること。
- 六 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の施行に関すること。
- 七 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の施行に関すること。
- 八 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）の施行に関すること。
- 九 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の施行に関すること。
- 十 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の施行に関すること。
- 十一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の施行に関すること。
- 十二 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の施行に関すること（医療に係るものに限る。）。
- 十三 徳島県医師修学資金等貸与条例（平成十八年徳島県条例第二十四号）の施行に関すること。
- 十四 徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）の施行に関すること。
- 十五 救急医療等に関すること。
- 十六 無医地区巡回診療及び無歯科医地区巡回診療に関すること。
- 十七 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百号）の施行に関すること。
- 十八 徳島県地域医療介護総合確保基金に関すること。
- 十九 徳島県医療審議会及び地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会に関すること。
- 二十 地方独立行政法人徳島県鳴門病院に関すること。
- 二十一 徳島県立総合看護学校及び徳島県診療所の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。

別表第二医療政策課の項の次に次のように加える。

広域医療課

- 一 関西広域連合の広域にわたる医療の確保に関する事務に係る連絡調整に関すること。
- 二 地域医療の再生に向けての企画及び調整に関すること。

三 地域医療再生計画に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

別表第二障がい福祉課の項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「及び徳島県障害児通所給付費等不服審査会」を、「徳島県障害児通所給付費等不服審査会及び徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の施行に関する事。

七 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例（平成二十七年徳島県条例第七十一号）の施行に関する事。

別表第二商工政策課の項第四号中「国際戦略課」を「国際企画課」に改め、同表労働雇用課の項の項名を「労働雇用戦略課」に改め、同表観光政策課の項第十二号中「国際戦略課」を「国際企画課」に改め、同表国際戦略課の項を次のように改める。

国際企画課
一 国際化に係る施策の推進に関する事。
二 国際交流に係る企画及び調整に関する事。
三 国際観光に係る企画及び調整に関する事。
四 国際戦略に係る企画及び調整に関する事。
五 海外移住、海外技術協力その他国際交流の推進に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。
六 産業の国際化に関する事。
七 通訳案内士に関する事。
八 旅券の交付に関する事。

別表第二農林水産政策課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、第十七号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 徳島県農林水産業未来創造基金に関する事。

別表第二農林水産政策課の項中第十八号を第十七号とし、同表もうかるブランド推進課の六次化・輸出戦略室の項の項名を「輸出・六次化推進室」に改め、同表林業戦略課の次世代プロジェクト推進室の項の項名を「新次元プロジェクト推進室」に改め、同項第十四号中「次世代林業プロジェクト」を「新次元林業プロジェクト」に改め、同表農山漁村振興課の項中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 多面的機能支払制度に関する事。

別表第二農業基盤課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第十一号とし、同項第十六号中「徳島県農業会議及び」を削り、同号を同項第十二号とし、同表住宅課の建築指導室の項中第三十二号を第三十三号とし、第二十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加え

る。

二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に関すること。

別表第二運輸政策課の項第九号中「運輸戦略局」を「運輸政策課、次世代交通課及び高規格道路課」に改め、同項第十一号を削り、同表運輸政策課の港湾空港経営室の項第十二号を第十一号とし、第十二号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表交通戦略課の項の項名を「次世代交通課」に改め、同表監察課の項を次のように改める。

県民ふれあい室	一 職員の仕事の適正を確保するための監察に関すること。 二 県に対する公益通報（公益通報者保護法（平成十六年法律第百一十二号）第二条第一項に規定する公益通報をいう。）その他の通報のうち、職員の仕事の適正の確保に関するものの処理に関すること。 三 業務に関する要望等に対する職員の対応に関すること。 四 不当要求行為等の対策に関すること。 五 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項の規定による調査に関すること。 六 行政手続制度の総括に関すること。 七 情報公開制度の総括に関すること。 八 個人情報保護制度の総括に関すること。 九 徳島県行政不服審査会、徳島県情報公開審査会及び徳島県個人情報保護審査会に関すること。 十 徳島県いじめ問題調査委員会に関すること（総務課の分掌に属するものを除く。）。 十一 とくしま目安箱、パブリックコメント、e モニターアンケートその他県民広聴に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十二 県民相談に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十三 県民サービスセンターに関すること。
監察課	

別表第二評価検査課の項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、同表工事検査課の項の項名を「検査企画課」に改める。

別表第三農林水産技術支援本部の項を削る。

別表第五徳島県消防学校の項の次に次のように加える。

徳島県消費者情報センター	一 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第八条第一項各号に掲げること。 二 消費者教育に関すること。 三 その他消費者の権利の実現の確保及びその自立の支援に関すること。
--------------	--



別表第五徳島県立農林水産総合技術支援センターの項中第十四号を第十九号とし、第二号から第十三号までを五号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の五号を加える。

- 二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の施行に関する事。
- 三 主要農産物に関する事。
- 四 水田農業構造改革対策の企画及び推進に関する事。
- 五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関する事（県民くらし安全局安全衛生課の分掌に属するものを除く。）。

六 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の施行に関する事。

別表第六徳島県東部県土整備局の項中第四十四号を第四十五号とし、第三十七号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事。

別表第七経営企画部及び企画振興部の項第四号中「企業誘致」の下に「及び創業支援」を加え、同項第五号中「（企画振興部に限る。）」を削り、同表産業交流部及び農林水産部の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第五十号までを一号ずつ繰り上げ、同表県土整備部の項中第四十四号を第四十五号とし、第三十七号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事。

別表第八中第六十七号を第六十九号とし、第六十三号から第六十六号までを二号ずつ繰り下げ、第六十二号を第六十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

六十三	徳島県行政不服審査会	監察局監察課
-----	------------	--------

別表第八中第六十一号を第六十二号とし、第六十号を第六十一号とし、第五十九号を第六十号とし、同表第五十八号中「県土整備部運輸戦略局運輸政策課」を「県土整備部運輸政策課」に改め、同号を同表第五十九号とし、同表中第五十七号を第五十八号とし、第四十二号から第五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二	徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会	保健福祉部障がい福祉課
-----	------------------------	-------------

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。